

第2日（6月18日）

1 池谷和正 議員（質問方式 一括）

答弁を求める者 市長

1 市長の政治姿勢について

市長の3期12年間の市政運営の成果について

市長任期満了まで、残り6ヶ月となった。

2012年就任以降、焼津市では東日本大震災の影響を受けた人口流出に対応した地震・津波対策や、人口減少を食い止めることを目的とした子育て対策や教育政策、新型コロナウイルスの蔓延を受け、取り組みをした感染症対策等多くの課題に対し、スピード感を持って強いリーダーシップを発揮してきた3期12年であったと思う。

この3期12年を振り返り、ダイヤモンド構想や総合計画に基づき、市長の3期12年間の市政運営の成果について伺う

2 開港60周年を迎える大井川港の今後について

市営港である大井川港の現状と今後について

今年開港60周年を迎える大井川港であるが、開港当初は、大井川が河口に運んできた砂利を国土建設のために都市部に移送する港として、その歴史はスタートした。

その後、周辺の東名高速道路やバイパスなど、道路インフラ整備が進むにつれ、大井川港は様々な産業製品を取り扱う物流港へと発展を続けている。

そこで以下について伺う。

ア 焼津市(合併後)の市営港になってからのポートセールと60周年事業で決定していること、港の整備状況を伺う

イ 3月2日に大井川港周辺で実施された焼津市水難救助訓練であるが、どのような経緯で開催されることになったのか伺う

ウ 今後の大井川港をどう発展させる考えか伺う

2 四之宮慎一 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長、教育長

1 焼津市水道事業と水資源について

本市では次世代に健全な水道事業を引き継いでいけるよう、今後の基本目標と重点実行計画を掲げた「焼津市水道ビジョン・経営戦略2020」を策定しております。策定から4年が経ち見直しの年となっております。市民にとって命につながる大切な焼津の水です。本市水道事業の現状と課題、そして水資源について伺います。

(1) 本市の水需要の推移について

本市の水需要の状況について伺う

(2) 安全でおいしい水の供給について

ア 水質管理の状況と課題について伺う

イ 水源井戸の管理について伺う

(3) 災害に強い水道の構築について

ア 施設の更新状況と課題について伺う

イ 施設の耐震化状況について伺う

ウ 管路の更新状況と課題について伺う

エ 管路の耐震化状況について伺う

オ 災害事象に対する被害予測について伺う

カ 危機管理対策の状況について伺う

(4) 未来につながる健全な事業経営について

ア 経営基盤の強化の現状と課題について伺う

イ 業務の効率化の現状と課題について伺う

ウ 水道使用者とのコミュニケーション推進の現状と課題について伺う

エ 環境に配慮した事業の運営の現状と課題について伺う

(5) 水資源について

ア 本市において大井川地域地下水利用対策協議会の会員数は何者あるか伺う

イ 地下水の塩水化防止への対応はどのようなになっている伺う

2 保護者の協力で作る良い学びの環境について

報道や新聞などの記事で教員不足という言葉が最近よく目にします。本市だけでの問題ではありませんが教員不足や保護者からの問い合わせ、要望等への対応による各教師への負担、そして児童生徒たちへの影響が心配されます。

そこで本市の現状と対策について伺います。

(1) 教員不足について

ア 本市での教員の欠員状況を伺う

イ 教員不足がもたらす児童生徒への影響についてどのようにお考えか伺う

ウ 教員不足の原因について伺う

エ 教員不足の原因についての対策を伺う

(2) 保護者対応について

ア 保護者対応の状況について伺う

イ 保護者対応の手順について伺う

ウ 保護者対応に対しての取り組みについて伺う

エ 保護者との協力体制について伺う

3 秋山博子 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

1 「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」施行を受けて体制の充実を

(1) 新法の意義について

本年4月から新たな法律「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律（女性支援新法）」が施行となった。全人口の半分を占める女性についての法律であり、多くの女性たちや支援現場の皆さんが待ち望んでいた法律であり、焼津市はどのように施策

を進めていくのか、と関心を持っているのではないだろうか。そこで、まず、市では新法の意義をどのように受け止めているのか、これまでの法律（売春防止法）による事業（婦人保護事業）とどこが抜本的に変わったと受け止めているのか伺う

(2) 具体的施策について

では、市ではどのように施策を展開していくのか。本年2月議会の一般質問では、女性相談支援員の待遇について「県の計画を待って研究していく」とご答弁があった。これまでの市の女性相談の体制について、県の計画に照らして、見直していく点、さらに充実させていく点など、以下6項目、①計画策定について（法律では県には計画策定義務があり、市町の計画策定は努力義務とされているが、県の計画では令和10年度2028年度までに県内自治体35市町のうち23自治体で計画策定することを目標としている）②相談窓口について（実態に合わせた一本化が必要ではないか）③女性相談支援員の待遇について（厚労省は女性相談支援員活動強化事業の本年度当初予算の説明資料の中で、補助単価案として、経験年数加算、期末手当、勤勉手当、活動費、研修旅費などの金額を提示している）④庁内の相談支援の連携について⑤民間との連携について⑥県および市町との連携について、具体的にどのように展開していくのか伺う

(3) ジェンダーギャップ解消について

女性支援新法は、女性たちの困難な問題の背景にはジェンダーギャップをなかなか解消できない社会の構造もあると分析し「男女共同参画社会基本法」や「DV防止法」との整合性を図った上で成立している。計画の着実な遂行は地方における女性の生きやすさ・活躍推進にもつながると期待したい。

国立社会保障・人口問題研究所の調査では、若年女性たちが地方から首都圏に移動しそのままとどまることが多いことや、Uターン率が若年男性に比べてはるかに低いことが明らかになり、そこから、地方創生政策を検討する際には、ジェンダー平等の推進が有効であると論考している。兵庫県豊岡市では、人口減少を乗り越える鍵はジェンダーギャップの解消にある、と世代ごとの丁寧なヒアリングや調査を経て2021年に戦略をまとめ、ジェンダーギャップ対策室を置いて施策を推進している。この度の新法施行を受けて、ジェンダーギャップ解消に向けた施策も重要と考えられるが市の見解はどうか

2 産業立地の競争力に「再生可能エネルギー」の活用を 産業立地と農業の共存について

本年5月「焼津市産業立地ビジョン」が公表され、産業立地の考え方、将来的な産業用地の可能性を検討するエリアが示された。その背景として、企業のサプライチェーンの見直し、国内回帰や国内生産体制の強化を図る動きがあるとしている。ここで「将来にわたり持続可能な都市となるために」と目的を明確にしていることから、産業立地の競争力を高めるために、他市の事例や動向から、「再生可能エネルギー」を産業立地の競争力を高める手段として活用することを提案したい。

事例の一つ、北海道石狩市では、電力需要の100%を再エネで供給することを目指す区域「RE100ゾーン」を設け、RE100企業等の誘致による地域活性化を進めている。すでに京セラコミュニケーションシステムがデータセンターの建設を決定している。本年3月1日時点で、RE100企業は世界に428社、うち日本企業85社である。日本自動車

工業会の豊田会長は、2021年3月の記者会見で「輸出分の生産が、再エネ導入が進んでいる国や地域へシフトすることが予測される」と語っている。

さらに、地域に貢献する再エネを求める動きもある。例えば、スターバックス・コーヒー・ジャパンは、店舗で使用する電力をCO2排出量ゼロの100%再エネに順次切り替えると表明。電力の供給先の選定では「地域の電力を、地域の店舗で」循環できることを意識して、地域の雇用の創出、地域課題の解決につながる活動を実施している電力を取り入れること、としている。また、富士通は再生可能エネルギー調達原則として、RE100活動で報告できる再生可能エネルギーであることを必須要件にし、地域社会に貢献できるような再エネ電源を選択すること、地域が賛同して開発・建設した発電設備であることを推奨要件としている。

市のビジョンでは第6章に、農業と産業立地は車の両輪、ともに将来の焼津市民の経済・生活を支える柱であるとうたっている。農地のソーラーシェアリングをすすめる、RE100企業など再生可能エネルギーによる事業者の誘致をすすめることは、まさに車の両輪としての振興策になるのではないかと。令和7年度から5年間の農業政策の重点期間と位置付けるといふ農業政策に、農地と共存する再生可能エネルギーの供給を産業立地の競争力にして取り組んでいただきたいがどうか

3 ICTの活用で難病者の社会参加を進める「就労機会提供」の拡充を

(1) 就労支援の計画について

市では障がいに関する3本の計画「第5次焼津市障害者計画」「第7期焼津市障害福祉計画」「第3期焼津市障害児福祉計画」を策定している。昨年2月定例会で難病者の社会参加について取り上げた一般質問に対し、「難病者の多様な働き方については障害者計画に盛り込んでいく」とご答弁いただいた。富士市では「ユニバーサル就労支援センター」を置き、全ての市民を対象にとうたい、具体的に「なんらかの障害の可能性がある」「病気で働き方に制約がある」人なども含め、ワンストップで就労を支援している。市のこの度の計画では難病者の社会参加・就労支援をすすめるための取り組みを定めているのか伺う

(2) 就労実態把握について

さる5/23は難病の日、5/20には難病患者団体が国に対して「難病患者を障害者雇用率の対象に含めることを求める請願」を提出している。NHKの報道によると、独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」の調査では、回答した難病患者およそ4500人のうち、障害者手帳を持っている人が22.7%（約1000人）、手帳の申請をしていない人が75.4%（約3400人）、申請したものの認定されなかったのは1.6%（約70人）とのことで、およそ4分の3が障害者雇用率の算定対象になっていない、とのことである。まさに多くの難病患者が制度の狭間にあって社会参加・就労に困難を抱えている。市の障害者計画に「難病の状況」として患者数のグラフがあり、令和4年度は1165人とあるが、その患者の方々の社会参加や就労の状況を把握しているのか伺う

(3) ICTの活用について

昨年10月、静岡新聞に人型の遠隔操作ロボット「オリヒメ」のパイロットとして在宅で働く焼津市内の難病患者Tさんが紹介されていた。また、このオリヒメは静岡県庁の喫茶店でも導入されておりご存じの方も多いかと思う。Tさんは遠隔での接客は週1、2回。1日1、2時間ではあるが、ほぼ毎日オンラインで同僚と業務のやり取

りをしており「チームで一緒に働くことで、自分が社会に存在しているという実感が強くなった」と記事の中で語っている。ICTの活用で就労の機会を広げる好事例である。障害者雇用促進法によって今年4月から一定規模の企業に義務付けられる障害者の法定雇用率がそれまでの2.3%から2.5%に引き上げられた。雇用を検討する企業への支援策の一つとしてICTを活用した「オリヒメ」導入を提案してはどうか

4 石原孝之 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長、教育長

待ったなし！生活困窮者が増えている現状について

生活困窮者に関わる問題は2008年のリーマンショック以降、様々な形で顕在化し、その対応策が講じられてきました。2015年には『生活困窮自立支援法』が施行され、相談支援に基づく自立支援計画の作成と継続的な支援が求められています。2019年には『子どもの貧困対策に関する大綱』が制定され、重点施策として『教育の支援』、『生活の安定に資するための支援』、『保護者に対する職業支援の安定と向上に資するための就労の支援』、及び、『経済的支援』などの対策に取り組むこととなったが、2020年のコロナ禍では、女性労働者の就労環境や高齢者世帯を直撃し、従来から生活困窮の中間層になっていた母子家庭や高齢者世帯などの生活を益々、厳しい状況に追い込んでいます。コロナ禍において政府も様々な救済策を講じているものの先行きの見通しが立たない状態が続いています。さらに物価高騰も拍車をかけて、より苦しい現実を市民の方から生の声で相談を受けている現状です。また「国民生活基礎調査」によると「生活が大変苦しい」「生活が苦しい」と回答した割合は、この10年間で確実に増加し、一般世帯でも5割を越え、子どものいる世帯では6割を越えているそうです。日本にいる7人に1人のこどもたちが貧困状態にあるといわれております。そもそも貧困とは、どのような状態を指すかということ、経済協力開発機構(OECD)が定める相対的貧困率を月収で示した場合、親子ふたり世帯が月に14万円以下で生活していることを指します。

また内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」や「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」の資料に掲載されていますが、日本は単身高齢者の4人に1人が「ほとんど会話しなない」という社会になっていて、また最も孤立・孤独を感じている年代は30歳代という調査結果も出ています。孤立というのは、日常生活における職場や家庭、地域との関係性に歪みが生じ、居心地の悪い時に感じますが、孤立と困窮は相互に深く関わっていて、所得が少ない方々が孤独や孤立を強く感じているという結果も出ています。このような背景の中で、焼津市内でも孤立が困窮を生み、困窮が孤立を生むという悪循環が身近に起きているかもしれません。孤立や困窮を抱えている世帯は全く働けないのではなく、複合的な困難を抱え込んでいるケースが多いと聞きます。不安定就労でありながら、福祉制度の対象にもならない、いわゆるグレーゾーンの人たちが地域社会の中でも増加しています。現在、私の所属する市民福祉常任委員会では、抱える課題が複雑で多様化する家庭での事案や地域課題に対し、重層的支援体制整備に関する政策提言をまとめているので、今回の一般質問は、孤立と生活困窮の実態と経済的なリスクが生じた時に安心や安全を担保し、保護する仕組みのセーフティネットに関して以下の質問をいたします。

(1) 市内の生活困窮の実態について

ア 生活困窮に関して、本市で取り組んでいる事業を伺います

イ 福祉事務所における自立相談支援窓口では、どのような相談が寄せられ、内容はどのように分析していますか

ウ 直近5年間の住居確保給付金の支給実績は

エ 直近5年間の生活保護受給者数の推移と年代、性別の傾向を伺います

オ 予備軍も含め、生活困窮世帯は、市内にどのくらいいると想定していますか

カ 直近5年間の学校給食費を滞納している世帯数は

キ 直近5年間の学用品や学校給食費、学校行事などの費用の援助を受けている就学援助認定者数は

ク 学校で行っている相談窓口や対策、啓発などあれば伺います

(2) 市内に潜在する困窮者の孤立について

ア 困窮者世帯において、市として地域で孤立している方、またはその疑いのある方に対しての現状把握はどのように行っていますか

イ 孤立している方へどのようなアプローチをしていますか

ウ 市として困窮者のセーフティネットを実践している団体との連携があれば伺います

エ 今後の本市の取組があれば伺います

5 藤岡雅哉 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長

焼津市民の個人情報保護について

質問に先立ち、個人情報保護法で定義されている個人情報について共有しておきたいと思います。

保護の対象となる個人情報とは「生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日等により特定の個人が識別できるもの」です。住所や連絡先など、一般的な名簿は個人情報であり保護の対象です。個人情報の中でも不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、取扱いに配慮が必要な「要配慮個人情報」があります。定義は「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪被害事実などのほか、身体障害、知的障害、精神障害等の障害の有無」等が該当します。

焼津市内でも各自治会、町内会で名簿が作成されますが、営利目的などの民間事業者ではない自治会も「個人情報取扱事業者」であり、個人情報保護法の遵守が求められます。焼津市など地方自治体は「行政機関等」に分類され、こちらも個人情報保護法により守るべき義務や努力義務などが規定されています。

個人情報保護の基本ルールとして、

- ① 個人情報の利用目的を明示して本人に同意を得ること、
- ② 目的外で利用しないこと、
- ③ 漏えいしないよう、安全に管理すること、
- ④ 委託業者に名簿を提供する場合は委託先をしっかりと選定・監督すること、を求められています。本定義と基本的ルールを踏まえ、質問に入らせていただきます。

(1) 個人情報漏えい事件の原因と再発防止策

焼津市では昨年から個人情報漏えい、あるいは漏えいの恐れが疑われる事案が立て続けに4件発生しております。

2023年10月には平成27年度に業務を委託したNTTマーケティングアクト東海支店（現在のNTTマーケティングアクトProCX）職員が約3,000件の個人情報を不正に持ち出した事件が発覚。2024年3月には、深層水脱塩施設の運用管理を委託していた、静岡県水産加工業協同組合連合会のパソコン上に、ウイルスに感染したとの警告が表示され、表示された番号に電話をして指示に従ってしまった「サポート詐欺」により、15,000件の個人情報漏えいの恐れが発生。4月にはふるさと納税課の業務で、寄附者の情報1件を誤った相手にメール誤送信。5月にはスマイルライフ推進課の焼津市青少年ボランティア活動に関する業務で、31人分のメールアドレスを含んだメールを誤送信しています。

漏えいした個人情報は犯罪グループの手に渡ることで、特殊詐欺に利用される機会を与え、焼津市民が犯罪にあい、財産を失う被害に直結する可能性があります。

昨今は焼津市でも特殊詐欺の被害が増加しており、個人情報漏えいはそうした特殊詐欺を生む温床ともなります。

焼津市が業務委託を含め、個人情報をどの様に取り扱い、情報漏えいを防止されているか確認することで、市民が安心して個人情報を含んだ業務を任せ、信頼できるか確認するため質問いたします。

ア 過去に業務委託した事件を含んではいますが、昨年から連続して起こっている個人情報漏えい事件に対し、焼津市としてどのようにとらえ、職員及び委託先に対しどのような方針が示されているかお尋ねします

イ 先に述べた個人情報漏えい事件4件について、「個人情報漏えい」もしくは「漏えいの恐れ」に至った原因と再発防止策をお尋ねします

ウ 各事件の原因及び再発防止策は市民に対しどのように公表されていますか

(2) 個人情報取扱業務における漏えい防止策

ア 市役所職員が、個人情報を含んだ業務を扱う際の情報漏えい防止策をお尋ねします。紙媒体・電子媒体両方の個人情報について、庁内ルール・職員教育・ハードおよびソフト対策について分かりやすくご説明ください

イ 市が個人情報を含んだ業務を外部に委託する際、委託先にどのように情報漏えい防止策を求めているかお尋ねします。またその要請が契約書上でどのように表現されているか、お尋ねします

(3) 個人情報である「世帯家族調べ」「避難行動要支援者名簿」の情報漏えい対策

ア 令和6年度も市内35の自治会を通じ、本年度の「世帯家族調べ」が案内され、6月中旬に各世帯から自治会に集められている状況です。私は2月定例議会における一般質問において、「世帯家族調べ」は個人情報であり、情報漏えいリスクがある、とお話ししました。令和6年度の調査開始にあたり、各自治会や活動を共にする民生委員・児童委員の皆さんに対し、情報漏えい対策として、どのような説明をされたかをお尋ねします

イ 令和6年度世帯家族調べの目的は、焼津市のホームページによれば、

① 「災害時に地域内での安否確認用に確認する。

② 平時において、一人暮らしの高齢者・子育て中の方々の状況を自主防災会と民生

委員・児童委員及び焼津市で把握すること。

③ 災害時に必要な生活物資の各家庭での整備状況の確認。

④ プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業における住宅の耐震化推進。だとあります。

先にご説明の通り、個人情報を利用目的を明示し、目的外利用を禁じていますが②の「平時において、一人暮らしの高齢者・子育て中の方々の状況を自主防災会と民生委員・児童委員及び焼津市で把握すること」は利用の幅を広く読み取る事ができます。「世帯家族調べ」の本来の目的は、あくまで災害発生時における安否確認での利用と、避難に支援が必要な方を事前に把握する事で、対象者の安否確認と救助を優先できることだと理解しますが、違うのでしょうか。利用の枠が広いと、平時に参照される機会が増え、それだけ個人情報漏えいのリスクが高まると考えます。焼津市の考えをお示してください

ウ 事業主体が焼津市である「世帯家族調べ」の個人情報は、一旦町内会長が回収したのち、民生委員・児童委員が自主防災会用、民生委員・児童委員用、焼津市用シートに仕分けし、市が自主防災会長に配付して、それぞれにより厳重な保管を求められます。また要配慮個人情報である避難行動要支援者名簿が、自主防災会、民生委員・児童委員に配付され、管理をゆだねられます。2月の一般質問における再質問で、「世帯家族調べ」で入手し保管している個人情報の管理責任は、自主防災会、民生委員・児童委員、焼津市にあると答弁されています。焼津市が策定した業務の流れで発生する個人情報を、市民に管理責任を負わせることに、強い違和感を感じると同時に、預けられた焼津市民の個人情報には漏えいリスクが存在すると考えます。「世帯家族調べ」に起因する個人情報について、本来の目的に活用でき、情報漏えいが発生しない運用方法を検討いただきたいと考えます。焼津市の考えをお聞かせください

6 川島要 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長、選挙管理委員会事務局長

1 災害時における被災者支援の強化

(1) 被災者の生活再建支援システム導入を

災害発生後は、罹災証明を発行するため住家被害認定調査を行うが、現場で手書きで記録したものを、帰庁後にデータ入力や写真を取り込み管理している。

焼津市地域防災計画では、「被災者生活再建支援に関する計画」において、「市は災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする」となっているがシステムの活用については「検討するものとする」となっている。

ア 被災者生活再建への本市の対応の現状

(ア) 住家被害認定調査の対応

(イ) 被災者生活再建支援金の申請対応

イ システム活用の検討状況と導入時期

(2) 各地域における災害時応援協定の締結推進を

本年もこれから雨の季節が到来する。令和4年の台風15号では、焼津市内に「記録的短時間大雨情報」が発表されるなどの集中豪雨が襲い、住居の床上・床下浸水の被害も多数発生した。また個人財産ではあるが自家用車の水没被害も発生している。

地域では高いビルの企業や高台に位置する企業等があり、災害時における地域住民の安心・安全を守るためには、そうした地元企業との間に災害時の協力体制があると安心してスムーズな避難ができる。

各自治会において、災害時応援協定の締結を推進して行くことが大切である。

本市として各地の自治会に対して地元企業との災害時応援協定締結を促していく考えがあるか伺う

2 投票所での投票環境の向上

(1) 視覚障がい者への対策

静岡県内の人口減少が進む地域では、選挙の期日前投票所を統廃合する自治体が相次いでいる。人口減少傾向の中で、一人でも多くの有権者に投票してもらえる環境づくりが求められている。

視覚障がい者の方からの相談では、投票の際には代理投票制度で投票をしているが、代理記載の時に係員に口頭で候補者名を言わなければならない、気持ちが引ける思いをしている。自分で書けるような補助具を用意してほしいとの要望があった。

全国での事例をみると、京都府舞鶴市、神奈川県では厚木市、平塚市では視覚障がいの方が直接投票用紙に記入できる「投票用紙記入補助具」を導入しており視覚障がい者の方に喜ばれている。

静岡県内では掛川市において、過日の静岡県知事選挙から「投票用紙記入補助具」が導入されている。

ア 本市の視覚障がい者の方の投票補助の現状

イ 「投票用紙記入補助具」の導入への見解

(2) 将来の投票参加率向上への取り組み

北欧での選挙では、選挙期間中に投票所に親と一緒に来た子どもたちに、ドリンクや文房具、風船などを無料配布している事例がある。これは「子育て世代や若者が選挙に行くのが楽しいと思えるように、思い切った取り組みをしている」と主張する。

国内では徳島市で、本年4月に実施の市長選挙の際期日前投票所に保護者と一緒に訪れた子どもたちに、来場記念のプレゼントを渡している。これは「子どもたちが社会に対する関心を高め、将来の投票参加率の向上へつなげること」が狙いということで、プレゼントにはクリアファイルやボールペン、お菓子など4種類を用意した。今回の期日前投票期間では、1571人の子どもが来場し、好きな物を選んでもらっている。

総務省の調査では、「子どもの頃に投票所に行ったことのある人は、ない人に比べ投票率が20%以上高い」との結果を基に、昨年4月の徳島市議選からこの取り組みを実施している。保護者からも「子どもたちがすごく喜んでいた。とても素敵な試みだと思う」との感想が寄せられている。

本市において、投票率の向上を図るとともに、子どもたちが将来選挙に興味を持つような試みを実施することへ市の見解を伺う

3 市民の健康長寿を守る取り組み

BNP検査へ公費助成

BNP検査は、心不全の早期発見・早期治療をめざし、心臓の機能の健康度を測る血液検査である。

心不全とは、心臓に何らかの異常があり心臓のポンプ機能が低下して全身の臓器に必要な血液を十分に送り出せなくなった状態だ。心不全を含む心疾患は日本人の死因として、がんに次ぐ第2位となっている。

現在、全国には約120万人の心不全患者がおり、高齢化の進展に伴い、2030年には心不全患者の大幅な増加によって医療現場が逼迫する「心不全パンデミック」が予想されている。

またBNPとは、心臓を守るため心臓から分泌されるホルモンのこと。心臓の機能が低下し、心臓への負担が大きいほど多く分泌され数値が高くなる。

心不全は一度発症すると何度も入退院を繰り返し、悪化していく疾患である。心不全の早期発見につながるBNP検査はとても重要である。

ア 本市の心不全の状況

イ 早期治療のためにも、BNP検査を市の独自の健診とし、公費助成を行うことへの市の見解を伺う

7 井出哲哉 議員（質問方式 一問一答）

答弁を求める者 市長、教育長

1 部活動の地域移行について

部活動の地域移行については、昨年度、これまで中学校のみ参加が認められていた日本中学体育連盟主催の大会が、一部の種目において、クラブの参加が認められるようになるなど、全国的に進んでいる。

当市においても、焼津市地域クラブの数、参加人数ともに増えている。一方で移行期ゆえに、戸惑う生徒や保護者は、未だ少なくない。クラブ数を拡大させている今、これまでの評価やこれからの方向性を伺う。

(1) これまでの展開について

ア 成果

イ 課題

(2) これからの展開について

ア 担当部署

イ 今後の計画

ウ 近隣自治体との連携

(3) コーディネーターについて

ア これまでの役割・効果

イ 今後の役割

(4) 認定クラブについて

ア 認定基準

イ 各クラブの活動の効果測定

2 官学連携について

少子高齢化や生活スタイル・働き方の多様化などにより、社会の問題も複雑化しており、自治体の対応も広く、そして専門性が求められている。

そのような今、大学の教員や学生を地域資源・人的資源としてとらえ、ともに地域づくりをしていく必要がある。

官学連携の状況や方針を伺う。

(1) 連携の現状と実績について

ア 市内大学との連携・実績

イ 市外大学との連携・実績

(2) 今後の連携について

連携を検討している分野の有無

(3) 教員、学生の意見収集の状況について

ア 教員の意見収集

イ 学生の意見収集